

節	項目	区分	現計画	修正案	備考
1 プライマリ・ケアの推進	1 プライマリ・ケアの現状	現状	○ 地域住民による主体的な健康の維持増進を支援する健康サポート薬局制度や、地域医療の中で多職種との連携等を通じて最適な薬物治療を提供する地域連携薬局の創設などにより…	○ 地域住民による主体的な健康の維持増進を支援する健康サポート薬局制度や、地域医療の中で多職種との連携等を通じて最適な薬物治療を提供する地域連携薬局制度などにより…	時点更新
1 プライマリ・ケアの推進	表9-1-1、表9-1-2	—	—	—	時点更新
2 在宅医療の提供体制の整備	1 在宅医療の提供	現状	○ 医療保険による在宅医療、介護保険による在宅サービスを実施している医療機関は、全ての医療圏において在宅医療等が実施されています。（表9-2-1、表9-2-2、表9-2-3）	○ 県内の全ての医療圏において、医療保険、介護保険等による在宅医療サービスが実施されています。（表9-2-1、表9-2-2）	文言整理
2 在宅医療の提供体制の整備	1 在宅医療の提供	現状	○ 日常の療養生活を支援するための、訪問診療を提供している医療機関は、令和2(2020)年10月1日現在、1,239か所となっています。 また、歯科医療の面から、訪問歯科診療を提供している歯科診療所は、令和3(2021)年度において1,376か所、服薬指導の面から、訪問薬剤管理指導を実施する薬局は、令和6(2024)年1月1日現在、3,462か所となっています。（表9-2-3）	○ 日常の療養生活を支援するための、訪問診療を提供している医療機関は、令和5(2023)年10月1日現在、1,147か所となっています。 また、歯科医療の面から、訪問歯科診療を提供している歯科診療所は、令和6(2024)年度において1,479か所、服薬指導の面から、訪問薬剤管理指導を実施する薬局は、令和8(2026)年7月1日現在、3,567か所となっています。（表9-2-3）	時点更新
2 在宅医療の提供体制の整備	1 在宅医療の提供	課題	(追加)	○ 今後多くの地域において、訪問診療の需要が増加することが見込まれることから、医療機関における診療実態を把握し、訪問診療の提供体制を構築する必要があります。	国の指針を反映 第1 在宅医療の現状<2 在宅医療の提供体制<(2) 日常の療養生活の支援<① 訪問診療
2 在宅医療の提供体制の整備	1 在宅医療の提供	現状	○ 24時間体制で往診に対応する在宅療養支援病院及び在宅療養支援診療所は、医療を必要とする高齢者が地域で安心して生活するために欠かせないものであり、令和6(2024)年1月1日現在における設置状況は、在宅療養支援病院は65か所、在宅療養支援診療所は854か所となっています。（表9-2-4） また、歯科医療の面から支援する在宅療養支援歯科診療所は、令和6(2024)年1月1日現在、617か所となっています。（表9-2-5） 近隣の薬局と連携するなどして、24時間調剤及び在宅業務に対応できる体制が整備されている薬局は、令和3(2021)年度において、1,230か所となっています。	○ 24時間体制で往診に対応する在宅療養支援病院及び在宅療養支援診療所は、医療を必要とする高齢者が地域で安心して生活するために欠かせないものであり、令和8(2026)年7月1日現在における設置状況は、在宅療養支援病院は79か所、在宅療養支援診療所は920か所となっています。（表9-2-4） また、歯科医療の面から支援する在宅療養支援歯科診療所は、令和8(2026)年5月1日現在、660か所となっています。（表9-2-5） 近隣の薬局と連携するなどして、24時間調剤及び在宅業務に対応できる体制が整備されている薬局は、令和6(2024)年度において、1,695か所となっています。	時点更新
2 在宅医療の提供体制の整備	1 在宅医療の提供	現状	○ かかりつけ医からの指示により、看護師が定期的に家庭訪問し、高齢者や家族の健康状態と介護状況に応じて必要な看護サービスを提供する訪問看護ステーションは、令和6(2024)年1月1日現在、1,119か所となっています。（表9-2-6）	○ かかりつけ医からの指示により、看護師が定期的に家庭訪問し、高齢者や家族の健康状態と介護状況に応じて必要な看護サービスを提供する訪問看護ステーションは、令和8(2026)年6月1日現在、1,401か所となっています。（表9-2-6）	時点更新
2 在宅医療の提供体制の整備	1 在宅医療の提供	課題	○ 複合型サービス、定期巡回・随時対応型訪問介護看護などの地域密着型サービスを始め、地域市町村を主体とする新しい総合事業との連携による機能強化が必要です。	○ 看護小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護などの地域密着型サービスを始め、地域市町村を主体とする介護予防、日常生活支援総合事業との連携による機能強化が必要です。	文言整理
2 在宅医療の提供体制の整備	1 在宅医療の提供	現状	○ 医療の継続性や退院に伴って新たに生じる問題の対応のために、入院初期から退院後の生活を見据えた支援を行う退院調整支援担当者を配置している医療機関は、令和2(2020)年10月1日現在、192か所となっています。	○ 医療の継続性や退院に伴って新たに生じる問題の対応のために、入院初期から退院後の生活を見据えた支援を行う退院調整支援担当者を配置している医療機関は、令和5(2020)年10月1日現在、203か所となっています。	時点更新
2 在宅医療の提供体制の整備	1 在宅医療の提供	現状	○ 急変時に入院が必要と判断された場合に、24時間の受入れ体制を確保する在宅療養後方支援病院は、令和6(2024)年1月1日現在、23か所となっています。	○ 急変時に入院が必要と判断された場合に、24時間の受入れ体制を確保する在宅療養後方支援病院は、令和7(2025)年1月1日現在、26か所となっています。	時点更新
2 在宅医療の提供体制の整備	1 在宅医療の提供	現状	○ 患者が住み慣れた地域で暮らすための在宅着取りを実施している医療機関は、令和2(2020)年10月1日現在、353か所となっています。	○ 患者が住み慣れた地域で暮らすための在宅着取りを実施している医療機関は、令和6(2024)年度において、722か所となっています。	時点更新
2 在宅医療の提供体制の整備	1 在宅医療の提供	現状	○ なお、平成20(2008)年3月から運用を開始した「愛知県医療機能情報公表システム」（令和6(2024)年4月から全国統一のシステムに統合）において、地域で在宅医療を提供する医療機関に関する情報をインターネット上で提供しています。 また、県歯科医師会では在宅医療に対応可能な会員医療機関の情報を「訪問歯科診療申込窓口」で、県薬剤師会では「在宅医療受入薬局リスト検索」で提供しています。	○ 全国統一的な情報提供システム（医療情報ネット）において、地域で在宅医療を提供する医療機関に関する情報をインターネット上で提供しています。 また、県歯科医師会では、在宅医療に対応可能な会員医療機関の情報を「訪問歯科診療申込窓口」で提供しています。 県薬剤師会では、「在宅医療受入薬局リスト」を公表するとともに、患者・家族及び医療従事者からの各種相談に応じ、在宅医療受入薬局の紹介を行う「相談窓口薬局」を設置しています。	時点更新、文言整理
2 在宅医療の提供体制の整備	1 在宅医療の提供	課題	(追加)	○ 災害時においても在宅医療を受ける患者に対する医療・ケアの継続と早期復旧が図られることから、災害の発生の際に在宅医療提供体制の充実・強化を平時から行うことが重要です。	国の指針を反映 第2 医療体制の構築に必要な事項<4 災害の発生に備えた在宅医療提供体制の整備について
2 在宅医療の提供体制の整備	2 医療と介護の連携	課題	○ 在宅医療の提供体制において、情報通信技術が導入・普及されることは…	○ 在宅医療の提供体制において、ICTが導入・普及されることは…	文言整理
2 在宅医療の提供体制の整備	2 医療と介護の連携	現状	(追加)	○ 各地域において、「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」、「在宅医療に必要な連携を担う拠点」等の在宅医療提供体制の整備に向けた検討を行っています。	県の取組実績を反映
2 在宅医療の提供体制の整備	2 医療と介護の連携	現状	(追加)	○ 「在宅医療に必要な連携を担う拠点」には、在宅医療に関する人材育成や地域住民への普及啓発のほか、地域における在宅医療資源の把握、関係機関・関係職種等が参加する議論の場の提供等を通じて、連携型・地域BCPの策定を支援するなど、災害時及び災害に備えた体制構築への支援を行う役割が求められます。	・「在宅医療に必要な連携を担う拠点」の役割を明記。 ・国の指針において、災害の発生に備えた在宅医療提供体制の整備について新たに記載されたことから、特に「災害時及び災害に備えた体制構築への支援」について具体的に記載。（「在宅医療に必要な連携を担う拠点の整備・運用に関するガイドブック」より引用）
2 在宅医療の提供体制の整備	2 医療と介護の連携	課題	(追加)	○ 多職種連携を図りつつ、24時間体制で在宅医療を提供できるよう、地域の実情に応じた「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」、「在宅医療に必要な連携を担う拠点」等の在宅医療提供体制の整備が必要です。	本県では「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」、「在宅医療に必要な連携を担う拠点」を計画に位置付けられていないことから、これらを位置づけることの重要性について記載
2 在宅医療の提供体制の整備	2 医療と介護の連携	課題	(追加)	○ 「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」や「在宅医療に必要な連携を担う拠点」が地域で担う役割について、定期的に把握する必要があります。	国の指針を反映 第2 医療体制の構築に必要な事項<3 在宅医療の提供体制の整備について<(2) 在宅医療において積極的役割を担う機関、(3) 在宅医療に必要な連携を担う拠点<③ 都道府県に求められる事項
2 在宅医療の提供体制の整備	2 医療と介護の連携	課題	(追加)	○ できる限り急変時の対応体制（重症例を除く。）や医療と介護の連携体制の構築が図られるよう、地域の医療及び介護資源等の実情に応じて在宅医療圏を設定する必要があります。	国の指針を反映 第2 医療体制の構築に必要な事項<3 在宅医療の提供体制の整備について<(1) 在宅医療の圏域 第3 構築の具体的な手順<2 圏域の設定
2 在宅医療の提供体制の整備	今後の方策	—	(追加)	○ 災害に備え、県、市町村と在宅療養者に関わる関係機関（医療・介護提供機関等）の連携の強化及び在宅医療提供体制の充実に努めます。	国の指針を反映 第2 医療体制の構築に必要な事項<4 災害の発生に備えた在宅医療提供体制の整備について<①目標
2 在宅医療の提供体制の整備	今後の方策	—	○ 在宅医療において積極的役割を担う医療機関及び在宅医療に必要な連携を担う拠点に関する検討を進めます。	○ 「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」及び「在宅医療に必要な連携を担う拠点」を位置付け、在宅医療提供体制の整備を進めています。該当する施設は、今後県ウェブページに掲載します。	時点更新
2 在宅医療の提供体制の整備	今後の方策	—	(追加)	○ 在宅医療圏の設定に向けた検討を進めていきます。	国の指針を反映 第2 医療体制の構築に必要な事項<3 在宅医療の提供体制の整備について<(1) 在宅医療の圏域 第3 構築の具体的な手順<2 圏域の設定
2 在宅医療の提供体制の整備	目標値	—	—	—	時点更新（資料1～2参照）

2 在宅医療の提供体制の整備	用語の解説	—	○ 在宅療養支援病院 在宅で療養している患者に対し、緊急時の連絡体制及び24時間往診できる体制等を確保しており、適切な意思決定支援に係る指針を作成している病院のことで、平成20(2008)年度の診療報酬改定で「半径4 km以内に診療所が存在しない」という基準のもと定義されましたが、平成22(2010)年度に基準が緩和され、「許可病床が200床未満の病院」についても認められることになりました。 ○ 在宅療養支援診療所 在宅療養支援病院と同様の機能を果たす診療所のことで、平成18(2006)年度の診療報酬改定において定義されました。	○ 在宅療養支援病院・診療所 患者が住み慣れた地域で安心して療養生活を送れるよう、患者の求めに応じ24時間往診が可能な体制を確保し、又は訪問看護ステーションとの連携により24時間訪問看護の提供が可能な体制を確保することで、緊急時に在宅で療養を行なっている患者様が直ちに入院できるなど、必要に応じた医療・看護を提供できる病院・診療所を指します。 (削除)	診療報酬改定に関する情報が古いため、内容を見直すとともに、項目を1つに統合。(日本在宅療養支援病院連絡協議会ウェブページより引用・加工)
2 在宅医療の提供体制の整備	用語の解説	—	(追加)	○ 在宅医療において積極的役割を担う医療機関 地域において、「退院支援」「日常の療養支援」「急変時の対応」「看取り」の提供体制を構築するため、①自ら24時間対応体制の在宅医療を提供するとともに、②他の医療機関の支援も行いながら、③医療や介護、障害福祉の現場での多職種連携の支援を行う病院・診療所を指します。また、これらの病院・診療所には、④災害時及び災害に備えた体制構築への対応を行うことや、⑤患者の家族等への支援を行うことも求められます。 ○ 在宅医療に必要な連携を担う拠点 地域において、在宅医療の関係機関による機関間の連携や医療及び介護の関係職種間の連携を図り、包括的かつ継続的な在宅医療の提供体制の構築を図るほか、在宅医療に関する人材育成や知己住民への普及啓発、さらには災害時及び災害に備えた体制構築への支援を行う組織体のことです。	本文に記載したことに伴い、新規追加。(『在宅医療に必要な連携を担う拠点の整備・運用に関するガイドブック』より引用)
2 在宅医療の提供体制の整備	用語の解説	—	(追加)	○ 連携型BCP 同業の支援派遣・応需・患者・利用者の受け入れ等の相互支援協定を含む、同業・類似事業者間の連携又は疾患別の診療科連携によるBCPのことです。 ○ 地域BCP 地域全体の医療・ケア提供の継続と早期復旧を可能とすること、各機関のスタッフ・患者・利用者のみならず、多くの住民の「いのち」と「健康」と「暮らし」を守ることを目的とする、保健医療福祉の多職種・多機関によるBCPのことです。	本文に記載したことに伴い、新規追加。(『在宅医療に必要な連携を担う拠点の整備・運用に関するガイドブック』より引用)
2 在宅医療の提供体制の整備	表9-2-1～表9-2-7	—	—	—	時点更新
2 在宅医療の提供体制の整備	在宅医療連携体系図	—	—	—	在宅医療において積極的役割を担う医療機関、在宅医療に必要な連携を担う拠点を追加。